

重度心身障害者医療費・こどもの医療費・ひとり親家庭等医療費の 県内医療機関での窓口払いがなくなります



問い合わせ／重度心身障害者医療費＝障がい福祉課障がい福祉担当（内線 2678）
こどもの医療費・ひとり親家庭等医療費＝子育て支援課給付担当（内線 2637）

10月から、埼玉県内の医療機関で市が発行する各受給者証を提示することで医療費の窓口払いが不要になります（ひとり親家庭等医療費は令和5年1月から）。医療費ごとの開始時期や対象となる医療機関などは下表のとおりです。

対象者には、新しい受給者証を制度開始日までに送付します。古い受給者証は、自身で処分するか各窓口に戻却してください。

対象となる医療費	開始時期	対象となる医療機関
重度心身障害者医療費	令和4年10月診療分～	県内の — 医科 — 歯科 — 薬局
こどもの医療費		
ひとり親家庭等医療費	令和5年1月診療分～	



窓口払いが必要になるときもあります

- 一つの医療機関でひと月の医療費が21,000円以上かかったとき
- 県外の医療機関にかかったとき
- 柔道整復（整骨・接骨）、鍼灸にかかったとき
- コルセットなどの治療用装具をつくったとき
- 日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度の対象となる学校（通学含む）・幼稚園・保育園の管理下でけが等をしたとき

※市外への転出など、受給資格がなくなった場合は、受給者証を速やかに返却してください

人権教育推進事業講座 子ども自然体験教室を開催します

日時／令和4年9月25日(日)10時30分～15時

場所／馬室キャンプ体験広場

内容／野外活動体験（レクリエーション・カレー作り）

対象／市内在住の小学4～6年生

定員／20人（先着順）

費用／200円（保険料等）

申込み・問い合わせ／9月2日(金)10時に参加費を添えて生涯学習課人権教育担当（内線3342）

